

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく工事の計画の申請の概要
(第3回分割申請分)

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

平成30年 5月11日 (原子力発第18047号)

補正年月日等：

令和 2年 2月13日 (原子力発第19394号)

令和 2年 3月16日 (原子力発第19438号)

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 2,022,000 kW

第1号機： 566,000 kW

第2号機： 566,000 kW

第3号機： 890,000 kW (今回申請分)

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲 (第3回分割申請分)

原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンに係るものを除く。)

[Redacted]

ポンプ

[Redacted]

[Redacted]

容器

[Redacted]

主配管

・主配管

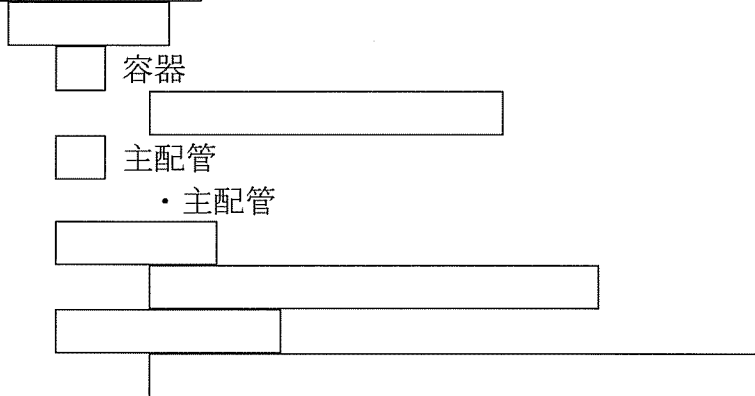
11 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。) の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (申請範囲に係る部分に限る。)

12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

放射線管理施設

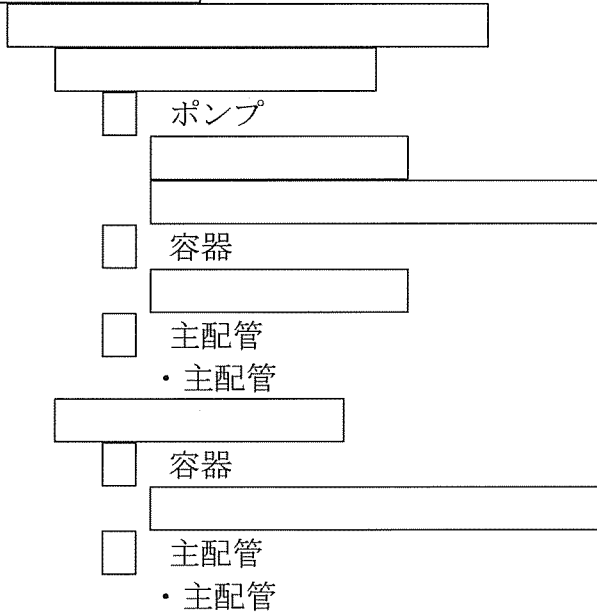


4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

原子炉格納施設



4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

- 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5 浸水防護施設

- 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）等に適合するための工事

6. 申請理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する。

7. 工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由

特定重大事故等対処施設及びその関連施設は、多種多様で大型の設備を多く設置することに加え、これらの設備を収納するため、で大型の建屋等を建設す

ることから、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要がある。

これらの膨大な設備に対する工事の計画を一時に申請した場合、工事の計画の認可までに長期間を要すると予想され、これにより建屋の新設工事や建屋工事と並行して設置する設備の工事、定期検査期間中にのみ実施できる工事が開始できず、猶予期限内に特定重大事故等対処施設及びその関連施設の設置ができない状況となる。

よって、工事の計画を分割して申請し、分割申請範囲ごとに工事の計画の認可を受けることで段階的な工事を実施する。

<参考>

第1回分割申請分

申請年月日等：平成29年12月 7日（原子力発第17283号）

第2回分割申請分

申請年月日等：平成30年 3月16日（原子力発第17387号）

第4回分割申請分

申請年月日等：平成30年 8月13日（原子力発第18143号）

第5回分割申請分

申請年月日等：令和 元年 7月11日（原子力発第19152号）

8. 審査の経緯

本申請の審査については、上記1. から6. の工事の計画及び添付書類に加え、第598回適合性審査会合（平成30年7月10日）、第611回適合性審査会合（平成30年8月7日）、第639回適合性審査会合（平成30年10月11日）、第699回適合性審査会合（平成31年4月4日）、第763回適合性審査会合（令和元年9月3日）、第787回適合性審査会合（令和元年10月24日）及び第818回適合性審査会合（令和元年12月24日）において、分割認可申請の概要及び特定重大事故等対処施設の主な論点を確認した。案の1の審査結果については、これらの審査の経緯についても反映した。

9. 当該申請に係る部分以外の工事の計画（設備別記載事項による整理）

9. 1 原子炉本体

9. 1. 1
- (1)
- a.
- (a) (第1回申請分)
- b.
- (a) (第1回申請分)
- c.
- (a) (第1回申請分)
- d.
- (a) (第1回申請分)
- e.

- (a) [] (第1回申請分)
- f. []
- (a) [] (第1回申請分)
- g. []
- (a) [] (第1回申請分)

- 9. 1. 2 []
- (1) []
- a. [] (第1回申請分)

9. 2 原子炉冷却系統施設

- 9. 2. 1 []
- (1) []
- a. [] (第1回申請分)
- (2) ポンプ
- a. [] (第1回申請分)
- (3) []
- a. [] (第1回申請分)
- (4) 主要弁
- a. [] (第1回申請分)

- 9. 2. 2 []
- (1) []
- a. [] (第2回申請分)

9. 3 計測制御系統施設

- 9. 3. 1 []
- (1) []
- []
- a. [] (第5回申請分)
- b. [] (第5回申請分)
- c. [] (第5回申請分)
- (2) []
- a. [] (第5回申請分)
- b. [] (第5回申請分)
- c. [] (第5回申請分)
- (3) []
- []
- a. [] (第5回申請分)
- b. [] (第5回申請分)
- (4) []
- a. [] (第5回申請分)
- (5) []

- a. [] (第5回申請分)
- b. [] (第5回申請分)

9. 3. 2 []

(1) 容器

- a. [] (第5回申請分)

(2) 安全弁

- a. [] (第1回申請分)

9. 3. 3 [] (第5回申請分)

9. 4 放射線管理施設

9. 4. 1 []

(1) []

- a. []

[]

- (a) [] (第5回申請分)

(2) []

- a. []

- (a) [] (第5回申請分)

- (b) [] (第5回申請分)

- b. []

- (a) [] (第5回申請分)

9. 4. 2 []

(1) [] (第2回申請分)

(2) [] (第2回申請分)

9. 5 原子炉格納施設

9. 5. 1 []

(1) []

- a. [] (第1回申請分)

(2) []

- a. [] (第1回申請分)

(3) []

- a. [] (第1回申請分)

9. 5. 2 []

(1) []

- a. []

- (a) [] (第2回申請分)

(2) []

- a. []

- (a) [] (第 5 回申請分)
- (b) [] (第 5 回申請分)
- (3) []
 - a. 容器
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - (b) [] (第 5 回申請分)
 - b. 主要弁
 - (a) [] (第 1 回申請分)
 - (b) [] (第 1 回申請分)
 - c. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)

9. 6 その他発電用原子炉の附属施設

9. 6. 1 非常用電源設備

9. 6. 1. 1 []

- (1) []
 - a. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - b. 调速装置及び非常调速装置
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - (b) [] (第 5 回申請分)
 - c. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - d. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
- (2) []
 - a. ポンプ
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - b. 容器
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - (3) []
 - a. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - b. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - c. []
 - (a) [] (第 5 回申請分)
 - d. [] (第 5 回申請分)
 - イ. []
 - ロ. []

9. 6. 1. 2 []

- (1) (第 5 回申請分)
- a.
- (2)
- a. (第 5 回申請分)

9. 6. 2 火災防護設備

- 9. 6. 2. 1
- (1) (第 5 回申請分)
- (2) (第 5 回申請分)
- (3) (第 5 回申請分)
- (4) (第 5 回申請分)
- (5) (第 5 回申請分)

9. 6. 2. 2

- (1) 容器
- a. (第 5 回申請分)

9. 6. 3 浸水防護施設

- 9. 6. 3. 1
- (1)
- a. (第 5 回申請分)
- b. (第 5 回申請分)
- c. (第 5 回申請分)